ファンド通信

DIAM高格付外債ファンド
愛称：トリプルエース

追加型投信／海外／債券

販売用資料
2021年12月21日

分配金に関するお知らせ

当ファンドは、2021年12月20日の第156期決算において、基準価額の水準、市況動向等を勘案し、分配金額を15円（1万口当たり、税引前）といたしました。

分配金実績（1万口当たり、税引前）　設定来

第1期 (09.01)～第9期 (09.09)	第10期 (09.10)～第14期 (10.02)	第15期 (10.03)～第29期 (11.05)	第30期 (11.06)～第39期 (12.03)	第40期 (12.04)～第81期 (15.09)	第82期 (15.10)～第92期 (16.08)	第93期 (16.09)～第118期 (18.10)	第119期 (18.11)～第136期 (20.04)	第137期 (20.05)～第155期 (21.11)
各70円	各85円	各100円	各80円	各60円	各45円	各35円	各25円	各20円

第156期 (21.12)	設定来累計分配金
15円	8,125円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。
※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

騰落率（分配金再投資基準価額）　基準日：2021年12月20日

1カ月	3カ月	1年	3年	設定来
-5.30%	-5.93%	-0.74%	-4.56%	11.73%

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

運用実績

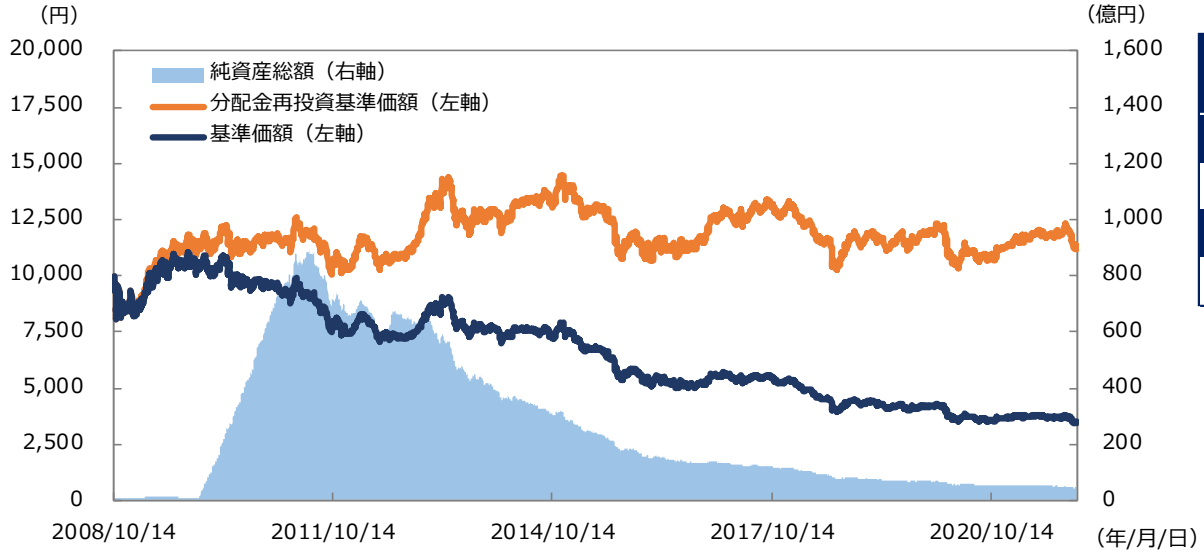

2021年12月20日時点
基準価額
3,416 円
純資産総額
44億円

※期間： 2008年10月14日（設定日前営業日）～2021年12月20日（日次）
※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※5ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne

商 号 等 ： アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会： 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

☆ 最高位の信用力を有する短期の外国債券を中心に投資します。
・投資対象である国際機関債および国債等は、当初組入時において最高位の信用格付であるAAA格（S&P社）またはAaa格（Moody's社）を取得しているものに限ります。
※国際機関債へは「国際機関債マザーファンド」を通じて、国債等へは直接、投資を行います。

☆ 相対的に利回りの高い外国債券に投資します。

☆ 毎月決算を行い、分配を行うことをめざします。
・主として組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、毎月の決算時に収益分配を行うことをめざします。
・毎月19日（休業日の場合は翌営業日。）を決算日とします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

○ 金利リスク…… 一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

○ 信用リスク…… 当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

○ 為替リスク…… 為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。新興国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

○ 流動性リスク…… 当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

○ カントリーリスク…… 当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。
費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※5ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

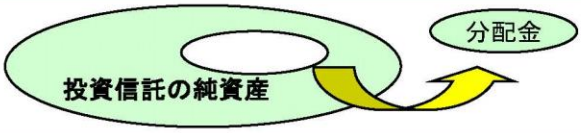

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

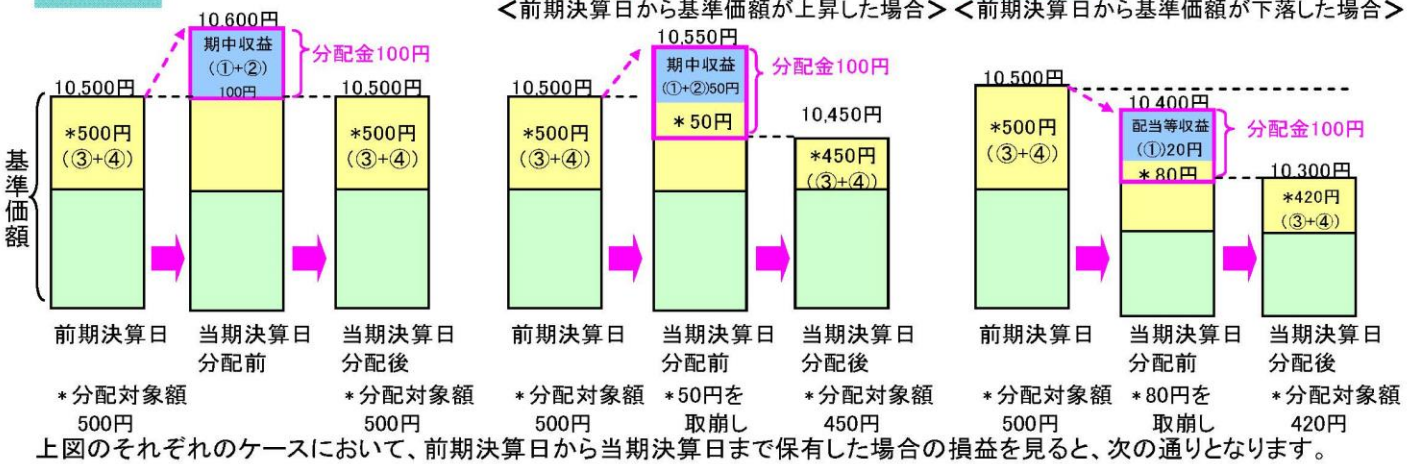

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA:分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
ケースB:分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
ケースC:分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

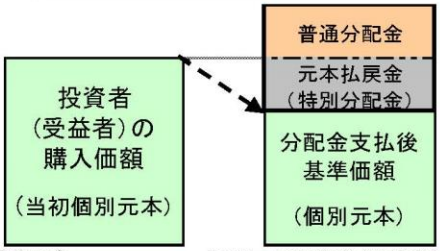

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

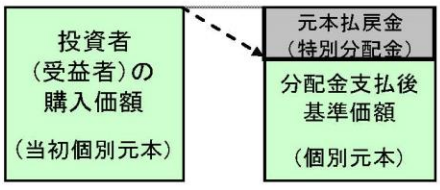

普通分配金　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

お申込みメモ（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）	
購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ロンドンの銀行の休業日　・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限（2008年10月15日設定）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。 ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎月19日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）	
以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 ※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。	
●投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、**3.3%（税抜3.0%）**を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.1%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
●投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.485%（税抜1.35%）**
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※5ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。

○ お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

○ 当ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○ 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆委託会社およびファンドの関係法人 ◆
＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆
アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　URL http://www.am-one.co.jp/

販売会社（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。　2021年12月21日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
ＰａｙＰａｙ銀行株式会社	登録金融機関　関東財務局長（登金）第624号	○		○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関　中国財務局長（登金）第3号	○				
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関　関東財務局長（登金）第34号	○	○	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第8号	○		○		
第一生命保険株式会社	登録金融機関　関東財務局長（登金）第657号	○	○			
ａｕカブコム証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第61号	○	○	○		
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第170号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第152号	○	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第164号	○		○		
山和証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第190号	○				
株式会社みずほ銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	※1
株式会社富山銀行	登録金融機関　北陸財務局長（登金）第1号	○				※1
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関　四国財務局長（登金）第10号	○				※1
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	※1
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第128号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）

販売会社（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。

2021年12月21日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
北海道信用金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第19号					
帯広信用金庫	登録金融機関　北海道財務局長（登金）第15号					
鶴岡信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第41号					
新庄信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第37号					
杜の都信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第39号					
会津信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第20号					
福島信用金庫	登録金融機関　東北財務局長（登金）第50号					
佐野信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第223号					
大田原信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第219号					
結城信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第228号					
埼玉縣信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第202号	○				
青木信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第199号					
朝日信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第143号	○				
芝信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第158号					
東京東信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第179号	○				
西武信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第162号	○				
瀧野川信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第168号					
飯田信用金庫	登録金融機関　関東財務局長（登金）第252号					
金沢信用金庫	登録金融機関　北陸財務局長（登金）第15号	○				
のと共栄信用金庫	登録金融機関　北陸財務局長（登金）第30号					
福井信用金庫	登録金融機関　北陸財務局長（登金）第32号					
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第38号					
静清信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第43号	○				
浜松磐田信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第61号					
遠州信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第28号					
岐阜信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第35号	○				
大垣西濃信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第29号					
高山信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第47号					
岡崎信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第30号	○				
瀬戸信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第46号	○				
豊川信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第54号					
碧海信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第66号	○				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第34号					
桑名三重信用金庫	登録金融機関　東海財務局長（登金）第37号					
滋賀中央信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第79号					
湖東信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第57号					
京都中央信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第53号	○				
京都北都信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第54号					
大阪信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第45号					
大阪シティ信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第47号	○				
奈良信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第71号	○				
大和信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第88号	○				
奈良中央信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第72号					
きのくに信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第51号					
神戸信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第56号					
姫路信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第80号	○				
播州信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第76号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第81号	○				
尼崎信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第39号	○				
但馬信用金庫	登録金融機関　近畿財務局長（登金）第67号					

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）

※5ページの「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

販売会社（お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。

2021年12月21日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
米子信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第50号					
おかやま信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第19号	○				
水島信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第48号					
吉備信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第22号					
呉信用金庫	登録金融機関　中国財務局長（登金）第25号					
高松信用金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第20号					
観音寺信用金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第17号					
愛媛信用金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第15号					
幡多信用金庫	登録金融機関　四国財務局長（登金）第24号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第24号	○				
伊万里信用金庫	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第18号					
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関　九州財務局長（登金）第26号					
コザ信用金庫	登録金融機関　沖縄総合事務局長（登金）第7号					

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）